
中国の法令と諸国の海上保安制度から理解する中国海警法

日本大学危機管理学部 教授 川中 敬一

I 序 論

II 4つの論点に沿った海警法の分析

III 終 論

I 序 論

海警法（草案）が2020年11月4日に公表され、それを基盤とした中国海警局（以下、海警）の任務・権限規定を定めた中華人民共和国海警法（以下、海警法）が、2021年2月1日に施行された。

国内メディアはこの一連の動向を取り上げ、坂元茂樹氏、古谷健太郎氏といった優れた研究者も海警法に対する論考を示した。

これらに共通する海警法に関する主要な論点は、以下4点に集約される。

第1は、海警法の武器使用基準。

第2は、同法第83条に定められる海警の軍事的性格と機能。

第3は、同法第21条及び第22条の外国軍艦・公船に対する権限行使。

第4は、同法で頻用されている「中国の管轄海域」という概念。

国内メディアと研究者の海警法に対する見解は、総じて警戒的ないし批判的である。

ただし、海警法には、「依法（法に基づき）」及び「其他相关法律、法规」という字句が頻出するが、現段階における各方面の論考では、この「法」の内容までの言及が不十分である。また、米国等の諸国の関連法及び組織の実態との比較は坂元が、ごく簡単に触れているのみである。

本稿では、上記4つの論点について、中国の法体系に沿った海警法の解釈を試み、同時に国際法、諸国類似法令、及び組織の実態と照合した海警法に対する初歩的評価を行うことを研究の目的とする。

II 4つの論点に沿った海警法の分析

海警法にまつわる4つの論点への分析に移る前に海警の定位を確認する。

海警の定位は、中華人民共和国人民武装警察法（以下、武警法）第2章「組織と指揮」第9条で、次のように規定されている。

それは、武警は、「内衛部隊、機動部隊、海警部隊そして院校、研究機構等によって構成される」というものである。

つまり、海警は、武警の一部なのである。そこで、4つの論点について、武警及び人民警察、更には人民解放軍等の関連法令を照合しながら中国の法体系に沿って海警法の解釈を試みる。同時に、各論点における諸国の海上保安組織との実状を比較しながら検討を進める。

1 武器使用基準

(1) 中国の法令に基づく海警の武器使用基準

海警による武器使用に関する規定は、海警法第22条と第6章「警械¹と武器使用」にある第46条から第51条に記されている。ただし、第46条は警械、第47条は携帯武器に関する記述であり、搭載武器の威力の可否に注目する本稿の趣旨に鑑み省略する。

第22条では、「国家主権、主権的権利そして管轄が海上において外国の組織と個人の不法な侵害を正に受けている、或いは、不法な侵害という緊迫した危険に直面しているとき、海警機構は本法とその他関連する法律、法規に照らして、武器使用を含めた全ての必要な措置をとって侵害を制止し、危険を排除する権限を有する」、と定めている。この条文は、海警が強制措置や武器使用を容認される原則を示している。

第22条の“武器使用を含めた全ての必要な措置”の採用要件は、第48条及び第49条で、艦載武器あるいは航空器搭載武器使用要件として記述されている。

第48条では、海警機構職員による携帯武器以外の艦載武器ないし航空器搭載武器の使用要件として、以下を列挙している。

第1は、海上テロ対処任務を執行する場合、第2は、海上における深刻で重大な暴力事件を処置する場合、そして、第3は、任務執行船舶、航空器が武器あるいはその他の危険な方法で攻撃を受けた場合である。本規定は、中華人民共和国刑法第20条に定める正当防衛²の主旨に沿っている。

第49条では、「海警機構職員は法に基づいて武器を使用するに当たり、警告が間に合わない、或いは、警告後ではより深刻な危害を引き起こす結果となりかねない場合には、武器を直接使用することができる」、と武器による危害射撃の要件を規定している。本規定は、刑法第21条に定める緊急避難³の主旨に沿っている。

第49条の文言は、中華人民共和国人民警察法（以下、人民警察法）第31条及び中華人民共和国人民警察の警械及び武器使用条例（以下、人民警察使用条例）第3章第9条の記述と完全に一致している。よって、海警の武器使用基準が、人民警察のそれに準拠した緊急避難措置であることを再確認できる。

この中国の法的枠組の延長に、海警法第51条で、「警械と武器の使用⁴は、本法で規定が定められていないものは、人民警察の警械と武器使用の規定及びその他の関連する法律、法規の規定に従って執行される」、と定められている。

海警による武器使用の制限基準は、海警法第50条において、「海警機構職員は違法犯罪行為と違法犯罪行為者の危険の性質、程度そして緊迫性に基づき、武器使用の必要限度を合理的に判断し、不必要な人員的死傷、財産的損失を極力避ける、或いは、減少させねばならない」、と規定されている。

人民警察法第35条及び人民警察警械と武器使用条例第6条において、全く同一文言により武器使用の考慮・制限基準が定められている。

(2) 諸国の海上保安組織における武器使用基準の実状

米国の海上保安組織は、沿岸警備隊である。法執行の際の武力の行使については、合衆国法典（以下、法典）第14編第637条において、停船命令に従わない船舶又は権限のある船舶若しくは航空機に追跡され停船しない船舶に対し、危険のため警告不要な場合を除き、警告射撃の後、発砲することができ⁵と定めている。

ロシアの海上保安組織は、ロシア連邦保安庁（SBF）国境局の中の1つの機関である沿岸警備隊である。ロシアでは、「ロシア連邦の国境、排他的経済水域及び大陸棚の警備に際しての武器及び兵器の使用規則」が2010年2月24日に制定され、警告射撃の詳細な手続を定めている。

警告射撃における使用武器及び使用方法の選択は艦長が行うが、警備艦による警告射撃は、使用困難及び使用不可のやむを得ぬ場合を除き、備砲により行われる。（同規則第10条～第19条）。⁶

フランスにおける強制措置は、デクレ第95-411⁷で規定されている。強制措置は、停船又は進路変更の勧告、警告射撃、実力行使（船長の拘束、船舶の掌握等）、船体射撃という順に段階を踏んで実行される。警告射撃及び実力行使には、海軍管区長官又は海洋における国の活動に関する政府代表の許可を要する（デクレ第95-411号第2条及び第3条）。警告射撃及び実力行使の効果がない場合には、海軍各長官又は海洋における国の活動に関する政府代表は、首相に船体射撃の許可を求めることができる。首相は、可能な限り外務大臣の意見を聴いた上で、許可を与える（デクレ第95-411号第4条）とされている。⁸

日本の海上保安庁の武器使用は、海上保安庁法第20条で警察官職務執行法第7条の規定を準用すると定めている。ただし、同法第17条に定める立入検査及びその実施のための停船措置命令に応ぜず、抵抗又は逃亡しようとするという、洋上特有の状況下において武器を使用することが認められている（同法第20条②）。その洋上特有の状況の具体例は、外国船舶と思料される船舶が、国連海洋法条約（以下、海洋法）第19条に定めるところによる無害通航でない航行を日本の内水又は領海において現に行っていると認められる状況である。

(3) 小括

上述した中国の関連法令に照らすならば、海警法第6章で明文化されていない武器の使用基準は、人民警察使用条例に準拠すると読むのが至当なのである。それゆえ、海警の武器使用は、警察任務遂行を目的としており、少なくとも平時においては武器使用対象の殲滅たる軍事任務遂行を目的としてはいないと解するのが妥当である。

海警は、その活動空間が海洋であることから、小火器よりも長射程で威力の大きい艦機載武器が必要となる。それら武器の使用は、海警法第48条で規定されるが、具体的使用基準は、包括規定である人民警察法における規定に準拠していると捉えるのが合理的である。

また、米、仏、露、日の関連法規と比較しても、海警法における武器使用目的と基準は、4ヶ国のそれと大きく乖離しているとは言えないのである。

2 軍事的性格と機能

海警法第83条で、「海警機構は『中華人民共和国国防法』、『中華人民共和国人民武装警察法』等の関連する法律、軍事法規そして中央軍事委員会の命令に基づき、防衛作戦等の任務を執行する」と明記されている。

本項では、中国の海警法と中国関連法令との照合、そして諸国の海上保安機関との比較を通じ、海警の軍事的性格を分析する。

(1) 中国の法令に基づく海警の組織的性格

『中華人民共和国人民武装警察法释义及適用指南』（以下、『释义及適用指南』）では、武警法制定に際して参考としたと推察される諸国の関連法が列挙されている。同書では、「これら法律は普遍的に体系的厳密さ、職責任務の明確さ、法執行権限の明瞭さ、保障措置の有効性等の特徴を備えていることから、憲兵、内衛部隊が日常的任務を執行し突発事件に対応する重要な根拠となっている。」⁹としている。よって、武警は、諸国の国家憲兵ないし国内軍を参考にして組織されていると言える。つまり、武警は法執行機関であると同時に、軍事組織としての性格を併せ持つことを目的で設立されたのである。

さて、中国の法体系から見ると、中華人民共和国国防法（以下、国防法）が、武警法と海警法の上位法令として存在する。

国防法第22条で、武警は、「国务院、中央軍事委員会の指導指揮の下、国家が付与する安全保衛任務を担い、社会秩序を維持する」任務が付与されている。この任務付与を受けて、武警法第4条で、「立哨勤務、突発的社会安全事件処置、テロ活動防止と処置、海上權益維持法執行、河川・道路の緊急補修救援と防衛作戦及び中央軍事委員会が付与するその他の任務に任ずる。」と武警の具体的任務が明記されている。

そのうえで、武警法第15条、第16条及び第17条は、武警の具体的任務を定めている。それらの内容は、“野戦憲兵”ないし“国境警備隊”としての性格が濃厚である。特に、第15条に列挙されている任務は、重要施設の定点武装警備や国境巡邏であり、正に野戦憲兵や国境警備隊の任務と言える。

なお、武警法や海警法で使用される「安全保衛任務」と「防衛作戦」の定義は以下のとおりである。

安全保衛任務とは、国家の安全と社会の安定を維持し、人民の安定した生活機能の具体的体现を保障することであり、主として立哨勤務、突発事件処置、対テロ及び国家が付与するその他の安全

保衛任務である。¹⁰

他方、防衛作戦とは、連合作戦において、解放軍が行う重要目標防衛に協力し、国境を封鎖管制し、難民を管理管制し、地域における機動を支援し戦区の後方の社会秩序を維持する等の作戦行動である。¹¹ この解釈は、新武警法において特段の変更が加えられていないことから、新武警法でも継承されていると理解すべきであろう。

(2) 諸国の海上保安組織における組織的性格の実状

米国沿岸警備隊は、法典第10編第101条で陸海空軍、海兵隊と並び合衆国軍の一部門と位置付けられている。¹² そして、法典第14編第2条により、海上防衛圏の指揮責任履行を含む、戦時に海軍の特別部局として機能するための準備態勢の維持¹³が、任務付与されている。また、法典第14編第91条で、海軍船舶の安全確保のための、領海等の船舶の移動の統制¹⁴が具体的任務として定められている。

ロシア沿岸警備隊は、1998年軍務法第2条第1項並びに1996年国防法第1条第4項～第6項には、特別な種類の連邦国家業務である軍事業務を行う組織として組織され、その中の「機関」の一つである連邦保安機関に属する国境警備隊の内部組織であり、軍人を組織人員の主体とする軍事組織である。¹⁵

フランスには、統一的海上保安組織は存在しないが、国家憲兵隊に海上憲兵隊を擁する。海上憲兵隊の任務は、①海上での警察権の行使、②海軍管区長官の権限の執行、③海上及び港湾の安全確保、④領海の防衛、⑤海軍の船舶、海軍指揮下の場所及び海軍が安全確保を行う場所における行政警察、司法警察及び憲兵としての任務の遂行、⑥海軍の兵、物資、設備等の保護、⑦⑤以外の場所における海軍の任務に関する取締り並びに海軍等の船舶の事故及びその船上での事故に関する捜査、取締り等である。¹⁶

法執行活動は内務大臣等の指揮を受け、軍事活動は国防大臣の指揮を受ける国家憲兵隊を擁する国家は、イタリア、オーストリア、オランダ、スペイン、トルコ等、ヨーロッパ地域では多い。また、中南米でも国家憲兵制度を採用している国家は多い。その延長で、国家憲兵制度を採用する国家の多くが、海上保安任務を国家憲兵の海上部隊に付与している。つまり、アングロサクソン系の英、米、加、豪のように国家憲兵制度を採用していない国家は多数派とはいえない。それでも、米国の沿岸警備隊のように、有事には軍隊組織として機能する組織もある。

次に、諸国の海上保安機関が運用する艦船搭載武器について検討する。

新型の海警2901の搭載武器が過大であるとの指摘もある。しかし、米国沿岸警備隊バーソロフ級カッターは57mm速射砲を、ロシア沿岸警備隊の1135.1級は100mm砲を、1241.2級は76mm単装速射砲を搭載している。また、米国の旧ハミルトン級¹⁷も76mm速射砲を装備していた。

更に、米国やロシアの艦船は、軍用電子機器を搭載している。米国カッターは、戦術情報システム（LINK11/16）を搭載し、海軍艦艇と戦術目標情報を共有できる。また、ロシア警備艦は、魚雷発射管や対潜ロケット（RBU-1200等）、対艦ミサイルまで搭載している警備艦も運用している。

この他、英仏は海上法執行に特化した政府機関はなく、一義的には、海上保安業務を海軍が担任している。それゆえ、国家の海上法執行任務の従事主体は、必然的に海軍の戦闘艦艇や航空機となり装備兵器に制限はない。

(3) 小括

海警法第83条の任務規定は、人民解放軍海軍の活動を保障する港湾防備、海上交通統制、航路標識保護、戦域後方海域における攪乱活動鎮圧等が海警の主たる活動と推察される。なぜならば、旧武警法から類推するに、武警が担任する防衛作戦とは、人民解放軍現役部隊と一体化して作戦行動に従事することではなく、人民解放軍正規部隊の作戦行動の円滑化を目的とした活動であるからである。また、米、仏、伊、露のように平時に法執行機関として機能しながら、戦時には、軍事組織に転換する組織も多い事実から、海警法第83条の規定が、諸国との比較において、危険な内容であるとはいいがたい。

船艇搭載武器に関しても、海警法の規定と諸国の実状とを比較すると、海警2901搭載の76mm砲は、海上保安機関船艇として過剰であるとはいえない。

3 外国軍艦・公船に対する権限行使

海警法に対する外部による批判の1つが、中国の排他的権限行使が外国軍艦及び非商業目的公船（以下、公船）に及ぶと理解される同法第21及び22条である。

(1) 中国の法令に基づく海警の外国軍艦・公船に対する権限行使

外国軍艦・公船に対する海警による権限行使は、海上安全保衛を内容とする海警法第3章にある第21条に規定されている。安全保衛の概念は、本稿Ⅱ章2-（1）で記述したとおり、司法及び行政警察の他に、対テロリズムという非戦争軍事行動¹⁸の一部を内容としている。よって、海上安全保衛とは、一義的には海上での警察任務と非戦争軍事行動を内容とする概念なのである。ゆえに、外国軍艦・公船に対する海警による権限行使は、海上安全保衛を目的としていることを確認できる。

さて、海警法第21条では、「外国軍用船舶と非商業目的に用いられる外国政府船舶の我が国（中国）管轄海域における我が国の法律、法規に違反する行為に対し、海警機構は必要な警戒と管制措置を採って制止し、責任をもって関連海域から即座に離隔（退去）させ、離隔（退去）が拒否され、かつ、深刻な危害或いは威嚇の惹起に対して、海警機構は強制退去、強制曳航¹⁹等の措置を採る権限を有する。」と明文化されている。

第22条では、本章1（1）項で記したとおり、中国にとって“急迫不正”な国家主権、主権的権利そして管轄権が侵害されている状況において、武器の使用を含めた強制措置を採ることが許容されると解釈できる。

なお、中国の外国軍艦への対応について、多くの国家と異なる点がある。それは、中華人民共和国海上交通安全法（以下、海上交通安全法。1984年1月1日施行）第11条の「外国籍軍用船舶は、中華人民共和国政府の許可を経ずに、中華人民共和国の領海へ侵入してはならない」との規定

図表1 領海・排他的経済水域（EEZ）の軍事的利用容認状況

	方 針		該 当 国
領 海	事前許可要求	軍 艦	アルゼンチン、中国、イラン、オマーン、イエメン等 26ヶ国
		原子力船・放射性廃棄物運搬船	バングラデシュ、中国、エジプト、マルタ、オマーン、サウジアラビア、イエメン等
	事前通報要求	軍 艦	バングラデシュ、エジプト、韓国、マルタ等 13ヶ国
E E Z	軍事演習非容認		バングラデシュ、ブラジル、カーボベルデ、インド、パキスタン、マレーシア、ウルグアイ

「海洋における軍事活動と環境保護法制における「主権免除」規定について」34～36頁から作成。

である。また、中華人民共和国領海及び接続海域法（以下、中国領海及び接続海域法、1992年2月25日施行）第6条でも、外国軍艦の領海進入に中国政府の許可を要求している。また、海上交通安全法第11条前段をもって、「日本の海上保安庁の公務船舶は外国籍非軍用船舶として、我が国の主管機関の許可を経ずして、我が国の内水に進入してはならない」との見解も中国司法界には存在する。²⁰

(2) 諸国の外国艦船に対する権限行使状況

海洋の軍事的利用に関して無害通航の行使にあたり問題となるのが、事前の通報と同意の要否である。第三次国連海洋法会議で、複数国が、同条約への署名又は批准の際に、外国軍艦による自国領海内の通航について事前の許可又は事前の通報を要求する旨の宣言を付すとともに、関係国内法を制定した。²¹また、国連海洋法条約は、外国のどのような軍事活動が排他的経済水域において合法であるかについて明らかにしていない。そのため、排他的経済水域における軍事活動を認めない国は国連海洋法条約に宣言を付し、国内法を制定することで、この問題に対処している。²²

ちなみに、海洋法条約調印・批准国の約4分の1が、外国軍艦や原子力関連船舶の領海内への進入に許可・通報制を採用しているのが実状である。

フランスのデクレ85-185号第3条では、領海「通航は、フランス国の平和、秩序または安全を害しない限り、無害とする。外国船舶の通航は、領海内で通航に直接関係がないいずれかの活動に従事する場合には、フランス国の平和、秩序または安全を害するものとみなす。」としている。²³更に、第3条2項では、「いかなる種類であるかを問わず武器を用いての演習または訓練」を、3項では、「フランス国の防衛または安全を害する情報の収集を目的とする行為」を列挙している。²⁴このフランスの規定は、海警法の強制措置対象の具体的な指針を与えていると推察される。

(3) 小括

海洋法第95条では、公海上の軍艦は、旗国以外のいずれの国の管轄権からも完全に免除され、第96条では、国が所有し又は運航する船舶で政府の非商業的役務にのみ使用されるものは、公海

において旗国以外のいずれの国の管轄権からも完全免除される、と明示的に規定されている。²⁵ただし、沿岸国の領海内においては、外国軍艦・公船であっても無害でない通航を行えば沿岸国の保護面の対象となりうる点において私船と変わらない（海洋法第32条）。同じく領海内において、無害でない通航には至らないものの沿岸国法令の違反が行われた場合には（すなわち、規律管轄権は及ぶことが前提となる）、軍艦に対しては退去要請をなしうる（海洋法第30条）に止まる。

こうした国際法の趨勢に従うならば、外国軍艦に対する強制退去、強制曳航といった行為を許容する海警法第21条は、国際法に合致しない。もっとも、強制退去実現のための具体的行動が、針路妨害、或いは、挟撃航行を伴う退去要求（発光・旗旗・手旗信号、無線、電光掲示等）の手段による外国軍艦の針路変更強制であれば、当該行動は不当とはいえない。

しかし、たとえ領海内であっても軍艦の強制曳航は、前例もなく、いわゆる領海外では海洋法等の国際法で定着している「軍艦の旗国以外の管轄権からの完全なる免除」という合意から明白に逸脱している。それゆえ、中国が諸外国からの批判を中国が免れることはできず、本文言に関する丁寧な説明を求められるべきである。

ただし、確立した定義のある軍艦とは異なって、政府船舶たる公船については解釈上の争いが生ずる可能性がある。²⁶

さて、海警法第21条に関して、外国軍用船舶・公船とは、中国が具体的にどのような艦船を、そして、どのような状況を権限行使の対象と想定しているかが不明確であり、第20、21及び22条にある“中国の管轄海域及び島嶼”に、近隣国家との係争海域ないし排他的経済水域が含まれている点が、諸国の警戒心を招いている。

第21条の適用対象として想定している軍艦・公船の具体像は、前出の許俊強の言説は、1つの参考となる。つまり、帰属が係争中であっても中国が“管轄海域”とみなす海域に進入する日本等係争相手国の海上保安機関所属警備船艇が、適用の主対象と推察することができる。また、軍艦に関しては、米国の音響測定艦のような情報収集目的の艦艇・航空機が適用対象と推察される。加えて、中国が領海と主張する海域で「航行の自由作戦」に従事する米国海軍艦艇も、適用対象として想定されているであろう。その正当化の根拠は、上述した海洋法第19条2項の規定及びフランスのデクレ85-185号第3条3項が参考にされた可能性がある。ただし、フランスの規定は、あくまでも領海内における行為が対象であることから、もしも、中国が当該規定を参考にしたにせよ、権限行使対象が領海内に限定されなければ正当性を担保することは難しい。

4 中国の管轄海域

海警法第3条は、「海警機構は中華人民共和国の管轄海域及びその上空で海上法執行活動を展開するに当たり、本法を適用する。」と規定している。この管轄とは、具体的にどのような空間で、どのような内容の行動を行使すると中国が考えているのかを考察する。

(1) 中国の法令等における“管轄海域”

海警法第3条以下で頻用される「我が国の管轄海域」とは、最高人民法院の我が国管轄海域において発生する関連案件と相関する若干の問題の審理に関する規定（一）（2016年8月2日施行）の第1条で、「中華人民共和国の内水、領海、接続海域、排他的経済水域、大陸棚、及び中華人民共和国が管轄するその他の海域」と定義されている。中国の論理に従った「その他の海域」とは、具体的にどの海域であるかは、以下のように類推できる。

中華人民共和国領海及び接続海域法（以下、領海及び接続海域法）第2条では、中国の陸地領土は中華人民共和国大陸及びその沿岸島嶼、台湾及びそれが包括する魚釣島の付属各島、澎湖諸島、東沙群島、西沙群島、中沙群島、南沙群島及びその他の中華人民共和国に属する全ての島嶼である」と規定している。中国の論理に従えば、中国の内水、領海、接続水域及び排他的経済水域は、全て上記陸地を起点とすることになる。

中国は、南シナ海では、他の沿岸諸国による大陸棚自然延長論を否認していることから²⁷、いわゆる九段線の内側海域から、上記各島嶼を起点とする内水、領海、接続水域及び排他的経済水域を除いて残った部分が、「その他の海域」に該当することになる。

他方、東シナ海では、中国は大陸棚自然延長論を主張しているため、大陸沿岸線から沖縄トラフまでの海域から尖閣諸島を起点とする内水、領海、接続水域、及び排他的経済水域を除いた部分が、「その他の海域」に該当することになる。

(2) 管轄海域に関する国際法の認識と諸国の実状

そもそも国際法における管轄とは、一定範囲の、人や財産、事実に対して、国家が自らと対象との何らかの結びつきに基づいて、自国の国内法を規定、適用、執行しうる範囲をいう。その範囲でなしうる国家の機能を国家管轄権と呼ぶ。²⁸

ただし、行使される管轄権の内容によっては、他国の別の基準に基づく管轄権と競合するのであり、それを調整する一般原則が確立しているとはいえない。²⁹

米国では管轄海域を国家による強制力行使の対象空間は、法典第14編第102条に、「公海及び合衆国の管轄が及ぶ水域上、水面下及び上空におけるあらゆる連邦法の執行又はその支援」を沿岸警備隊の任務として明文化しているが、当該海域が、具体的にどの海域であるかの記述はない。

フランスの国防法典L.第1521-1条では、海上警察権の行使の対象は、フランスの主権又は管轄権の下にある海域及び公海における外国船舶となっている。つまり、外国軍艦及び非商用公船が、フランスの海上警察権の対象となるか否かは不明確である。

(3) 小括

米国やフランスの管轄海域に対する観念及び国際法における管轄権に関する曖昧さを比較すると、中国の海警法で頻用される“管轄海域”という字句を国際法上、不当と譴責することは公平とは言えない。

さて、Ⅱ章4（1）項で述べたように、中国は、南シナ海では九段線の内側と、東シナ海では大

陸から沖縄トラフまでの海域において、海警は法執行権限があると主張していると理解できる。このような中国の主張には少なくとも2つの重大な問題が包摂されていることを指摘したい。

第1は、南シナ海と東シナ海に対して、中国は異なる基準をもって管轄海域を主張していることである。更には、中国が喧伝する“歴史的権利”についても、二重基準に依拠している点である。第2は、“九段線”の正当性である。

まず、Ⅱ章4(1)項で確認したように、島嶼領有権を南シナ海では“九段線”ないし中間線論に、東シナ海では大陸棚自然延長論に依拠して、管轄海域の正当性を主張している。とりわけ、トンキン湾の画定線協定において、南シナ海における係争相手国であるベトナムによる大陸棚延長論を中国は拒否していた。それにもかかわらず、東シナ海では、大陸棚自然延長論に依拠して尖閣諸島の領有を主張している。これは、露骨な二重基準と言わざるを得ない。

次に、1953年1月8日付『人民日報』社論本文冒頭で、「尖閣諸島」という字句を明記し、本文では、「琉球群島は我が国（中国）台湾の北東と日本の九州島南西の間の海面に点在し、尖閣諸島、先島諸島、大東諸島、沖縄諸島、大島諸島、吐噶喇諸島、大隅諸島という7つの島嶼を包括している。」³⁰とまで明記している。したがって、少なくとも1953年の時点では、“尖閣諸島”は、日本に帰属することを中国自身が認めていたことになり、尖閣諸島に対する中国の“歴史的権利”の中断状態を中国自身が是認していたことになる。

南シナ海における中国の管轄海域は、九段線と表裏一体の関係にあると言える。しかし、南シナ海における中国の“歴史的権利”は、2016年7月12日における国際司法仲裁裁判所裁定によって、南シナ海中部、南部の海域に対する中国の排他的権利はほぼ全面的に否定された。さりとて、尖閣諸島問題とは異なり、少なくとも主要紛争当事国である中華民国が描いた“十一段線”を継承した中国の“歴史的継続性”までを全面的に否認するのは不公平である。

いずれにせよ、こうした二重基準に基づき、かつ、“管轄権”の正当性に疑念を持たれる海域で法執行を展開するとする海警法第3条の規定は、国際社会の同意を得ることは難しいと言える。

Ⅲ 終 論

本稿冒頭に掲げた4つの海警法をめぐる論点について、中国の法体系に沿った解釈と、各論点に関係する諸国や国際社会の実状との照合を通じて、海警法のへの初歩的評価を試みた。

ただし、海警法第22条の適用対象が、外国政府組織と公務員をも対象にしているのか否かは、今後の解明すべき課題として残る。

一方、中国が主張する“管轄海域”を中国は二重基準をもって設定していることが判明した。この二重基準に従って軍艦・公船を含む船舶に、武器の使用、或いは、強制措置を伴う権限行使を海警法が許認している点は、国際的基準はもとより、政策としても国際社会から容認されることは困難である。

ただし、いずれの論点に関しても、海警法制定から、日が浅い現状では、中国自身の実践活動と法理論の整合が十分ではない可能性もある。他方、国際社会の関連制度や法令を中国の都合に合わせて海警法は制定された印象もぬぐえない。その意味に限れば、海警法は、中国の法体系と国際法のいずれにおいても、発展途上の未熟な法令であると見なせるのである。よって、海警法に対する継続的分析が必要となろう。

¹ 警械とは、中国の警察官が使用する警棒、催涙スプレー、手錠、高压放水銃、手錠、捕縄等を指す。

² 中国刑法第20条は、「国家、公共の利益、個人あるいは他人の身体、財産、その他権利が現に行われて
いる不法な侵害を受けることを回避し、不法侵害を制止する行為を採るために、不法な侵害者に対して
損害を与えること」、と規定している。

³ 中国刑法第21条は、「国家、公共の利益、個人あるいは他人の身体、財産、その他権利が現に発生して
いる危険を受けることを回避するために、採らざるを得ない緊急危険回避の行為により、損害を生じる
こと」、と規定している。

⁴ 中华人民共和国人民警察使用警械和武器条例（中华人民共和国国务院第191号、1996年1月16日）に
警械と武器使用における細則が定められている。

⁵ ローラ・ミカ（2014）「アメリカ沿岸警備隊の任務と根拠法」『外国の立法259』、国立国会図書館調査
及び立法考査局、8頁。米国沿岸警備隊の法執行としての武力の行使は、非公開マニュアルU.S. Coast
Guard Maritime Law Enforcement Manual, COMDTINST M16247に基づいて行われる。

⁶ 小川哲也（1987）「ロシア沿岸警備隊（その2）」『海保大研究報告』、第55巻 第1号-87、101頁。

⁷ デクレとは、日本の政令に近い概念である。

⁸ 服部有希（2014）、「フランスの海洋関連法制「海洋における国の活動」と海上警察を中心に」『外国の
立法259』、国立国会図書館調査及び立法考査局、55～56頁。

⁹ 王建平、許耀元主編（2010）『中华人民共和国人民武装警察法释义及适用指南』、中国法制出版社、4頁。

¹⁰ 王建平、許耀元（2010）、7頁。

¹¹ 同上、7頁。

¹² ローラ・ミカ（2014）、6頁。

¹³ 同上、15頁。

¹⁴ 同上、12頁。

¹⁵ 小川（1987）、87頁。

¹⁶ 服部（2014）、54頁。

¹⁷ ハミルトン級カッターは、現在、ベトナム海上警察巡視船CSB8020及び8021、フィリピン沿岸警備隊
巡視船PS-15、16及び17として運用されている。

¹⁸ 非戦争軍事行動とは、社会の安定維持、災害復旧・救助、平和維持活動参加、テロ対処を指す。（王明
武・常永志・徐戈・章楠木（2006）『非战争军事行动』、国防大学出版社、1頁。）

¹⁹ 「強制拖离」という中国語を強制曳航と邦訳することの適否には、より検討を加える必要がある。

²⁰ このような見解を示しているのは、厦門海事法院（裁判所）副院長の許俊強2級高級法務官である。（許
俊強「进入我国管辖海域外国政府公务船舶的豁免问题（2019年）」『法律適用』（中国—東盟国家法律與
司法信息中心）、<https://www.templaw.cn:8117/qikan/1510219527.html>、2021年8月25日。

²¹ 佐々木浩子（2012）「海洋における軍事活動と環境保護法制における「主権免除」規定について」『海洋
政策研究 第10号2012年』、海洋政策研究財団、34頁。

²² 同上、36頁。

²³ 山本草二（1990）「無害通航に当たらない領海侵犯」『我が国の新海洋秩序 第3号』、海上保安協会、

73頁。

²⁴ 同上、73頁。

²⁵ 外務省経済局海洋課（1997）『英和対訳 国連海洋法条約〔正訳〕』、成山堂書店、81頁。

²⁶ 酒井啓亘・寺谷広司・西村弓・濱本正太郎（2011）、『国際法』、有斐閣、240頁。

²⁷ 中越「領海、排他的経済水域及び大陸棚の確定に関する協定」締結に至る交渉において、ベトナムは、大陸棚自然延長論に依拠することを公言していた（加々美康彦（2008）「第6章 中越海洋境界画定協定」村瀬信也・江藤淳一共編『海洋境界画定の国際法』、東信堂、141頁）が、中国は一貫して拒絶した。

²⁸ 加々美（2008）、83頁。

²⁹ 同上、86頁。

³⁰ 「琉球群岛人民反对美国占领的斗争」『人民日報』、1953年1月8日。